

令和元年 10 月以降に一時保育を利用される保護者様へ



令和元年 10 月より幼児教育・保育が無償化となります。

一時保育の利用について、無償化の対象となるためには、以下の書類が必要となります。

1. 無償化の対象となるのは

【3 歳児から 5 歳児】

保育の必要性が認定された場合、一時保育利用料を月額 3 万 7,000 円まで無償化

但し、幼稚園を併用して利用している方は、一時保育利用料は月額 1 万 1,300 円まで無償化

【0 歳児から 2 歳児】

非課税世帯で保育の必要性が認定された場合、一時保育利用料を月額 4 万 2,000 円まで無償化

但し、幼稚園を併用して利用している方は、一時保育利用料は月額 1 万 6,300 円まで無償化

公立保育所、認定こども園に入所している場合は、無償化の対象になりません。但し、幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が 8 時間未満又は開所日数 200 日未満）に限り、一時保育の利用も無償化の対象となります。

2. 一時保育利用を無償化するための流れ

① 無償化の対象となるには『保育の必要性』の確認が必要です

一時保育実施園（宮田東保育園・中央保育園）にて、以下の書類を受け取りましょう。

申請書は、利用する児童 1 人につき 1 枚の記入が必要です。

- ・ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
 - ・ 就労証明書や診断書等の、保育の必要性を確認する書類
- ※『保育の必要性に応じて必要な添付書類一覧』を確認してください。

② 申請書を提出してください

預かり保育を利用する際に、①で配付された申請書に必要項目を記入し、保育の必要性を証明する書類を一時保育実施園に提出してください。利用月の最終日に、一時保育実施園から以下が配付されます。

- ・ 施設等利用費請求書（償還払い用）
- ・ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書
- ・ 特定子ども・子育て支援提供証明書

③ 請求書を一時保育実施園に提出してください

記入、押印した施設等利用費請求書（償還払い用）に、当月利用した内容の領収書を添付して一時保育実施園もしくは江南市役所に提出してください。